

## 2. 県の施策展開

### (1) 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり

#### ア 資源循環型ライフスタイルへの移行

##### (ア) 3R推進月間

県では、14年度から国と同様に、循環型社会づくりを推進し、3Rに対する県民の意識を高めるため、毎年10月を「3R推進月間」として、市町村と協力して重点的に啓発活動を実施しています。

家庭からごみとして多く出されるレジ袋や食べ残しなどを減らすことは、一人ひとりの意識次第で「誰でも、すぐに、簡単に」できる取組です。このような取組を、ものを大切にするライフスタイル「ちばエコスタイル」への転換のきっかけとなる実践的な取組として推進しています。

##### (イ) レジ袋削減に向けての取組

県では、20年10月から、県全体でレジ袋を削減する運動である「ちばレジ袋削減エコスタイル（ちばレジエコ）」を展開しており、レジ袋削減に協力する事業者にはサインアップ登録を、県民にはサポーター登録をお願いしてきましたところですが、事業者における取組は定着してきたことから、サインアップの新規登録は24年度で終了し、25年度からは、事業者と連携してのマイバッグキャンペーンなど、県民への普及啓発活動を重点的に行っています。

多くの事業者や県民がレジ袋削減に取り組むことにより、ごみの減量はもちろん、ライフスタイルを見直す活動が根付くことを目指しています。

図表 3-1-12 ちばレジエコサポーター登録者数

(28年3月末現在)

人 数	31,777人
団体登録数	153団体

##### (ウ) 食品廃棄物削減に向けての取組

わが国では、食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」が、年間約630万t発生すると推計されています。

県では、食事の際の「食べきり」を進めていくことで、家庭や飲食店等からごみとして出される食品廃棄物を減らしていけるよう、「ちば食べきりエコスタイル（ちば食べエコ）」を21年度から展開しており、22年12月1日からは、ちば食べエコに協力し、食べ残しの削減に向けた取組を実践する飲食店や小売店などを県民に紹介する登録制度をスタートさせました。

##### (エ) 使い捨て容器減量化に向けての取組

県では、28年3月から、紙コップなどの使い捨て容器に替わり、繰り返し使える水筒やタンブラーなどの利用を促進する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の取組を開始しました。

この取組に賛同し、マイボトル等の容器に飲料を提供する協力事業者を県民に紹介する制度をスタートしました。

#### イ 3R普及促進事業

\***九都県市**では、容器包装の減量化等に対する事業者や地域住民の意識の向上を目的とした啓発を行うなど3R普及促進事業を実施しています。

#### ウ ごみ処理有料化について

市町村が収集している可燃ごみの処理に当たって、有料化を実施している市町村は36市町村（20市15町1村）となっています（27年3月31日現在）。市町村が実施している有料化の手法としては、一世帯当たり一定額の処理料金を徴収する「定額制」や、指定ごみ袋の価格に処理料金を上乗せして徴収し、ごみの排出量に応じた負担を求める「従量制」などがあります。

ごみ処理の有料化は、排出量に応じて手数料

を徴収することから、費用負担の公平性が確保できるとともに、費用負担を軽減しようとする動機付けにより、結果として排出量抑制につながる事が期待されます。

## エ 各種リサイクル法等

### (ア) 資源有効利用促進法

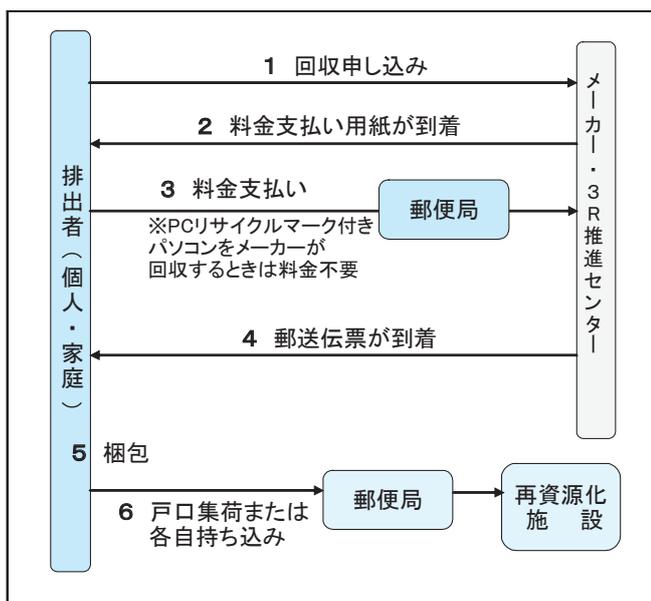
資源有効利用促進法は、循環型社会を構築し、資源の有効な利用を総合的・計画的に推進するため、12年6月に公布、13年4月に施行されました。

同法は取組が必要な業種や製品として10業種・69品目を政令で指定し、事業者が自主的に取り組むべき具体的な内容を規定しています。

「指定再資源化製品」として位置付けられているパソコンは、製造業者等が回収し、部品や材料を再資源化するよう義務付けられています。

これにより、15年10月1日以降に販売された家庭用パソコンは製品価格にリサイクル費用が含まれ、回収を依頼するときに消費者が料金を負担することはなくなりました。県では不法投棄を未然に防ぎ、メーカー等によって適正にリサイクルが行われるよう、普及啓発等を行っています。

図表 3-1-13 家庭用パソコンのリサイクルフロー



### (イ) 容器包装リサイクル法

家庭ごみのうち、容積で5割強を占める容器包装廃棄物の分別収集と再商品化を促進するため、7年6月に「容器包装リサイクル法」が制定され、9年4月から本格施行されました。

これにより、消費者は適正な分別排出をし、市町村は分別収集をし、事業者は市町村が収集した容器包装廃棄物を再商品化するという役割分担が示されました。

県では、同法に基づく分別収集を促進するため、各市町村が策定した「市町村分別収集計画」に基づき「千葉県分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物の3Rを推進しています。

### (ウ) 家電リサイクル法

家電製品の廃棄物については、これまでその大半が埋立処分されてきましたが、廃棄物の減量と資源の有効な活用を促進するために「家電リサイクル法」が10年6月に制定され、13年4月から本格施行されました。

同法は、廃家電のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目について、消費者がリサイクル費用と運搬費用を負担し、小売業者が収集運搬を行い、製造業者がリサイクルするという役割分担により、新たなリサイクルシステムを構築するというものです。

27年度は、全国の製造業者等による廃家電4品目の引取台数は約1,088万台(前年比横ばい)、このうち本県分は約53万台(前年度比1.9%増)でした。

### (エ) 小型家電リサイクル法

デジタルカメラや携帯電話等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミニウム、貴金属やレアメタルの再資源化を促進するため、24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が制定され、25年4月から施行されました。

同法では、28分類の制度対象品目について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集する等、各関係者の責務のほか、認定を受けた場合に廃棄物処理法の特例が講じられる再資源化事業計画の認定制度が定められています。

県では、これまで研修会等を通じ、県内市町村に対し、制度の説明や周知を行うとともに、必要な情報提供を行うなど、市町村への支援に努めているところです。

### (オ) グリーン購入法について

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給者の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

また、国による基本方針の策定、国等の各機関による調達方針の作成に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについて定めています。

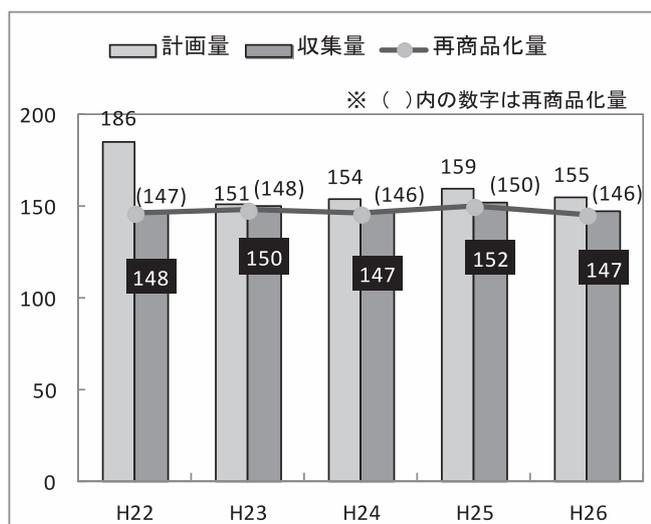
県においても、毎年度環境配慮物品調達方針を定め、環境配慮物品等の調達に努めています。

図表 3-1-14 分別収集等実績量（26年度）

品目		計画量 (t) (A)	収集量 <sup>(注)</sup> (t) (B)	収集率 (%) (B/A)	再商品化量 (t) (C)	再商品化率 (%) (C/B)	計画 市町村	実施 市町村
ガラスびん	無色	17,575	16,503	93.9	16,498	100.0	53	53
	茶色	12,218	11,924	97.6	11,918	100.0	53	53
	その他	10,352	11,250	108.7	11,201	99.6	54	54
紙製容器包装		2,498	685	27.4	524	76.5	20	15
ペットボトル		17,106	15,989	93.5	15,766	98.6	54	54
プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)		29,587	27,869	94.2	26,697	95.8	35	33
缶	鋼製	11,960	10,271	85.9	10,261	99.9	54	54
	アルミニウム製	9,503	9,257	97.4	9,257	100.0	54	54
段ボール		43,306	42,966	99.2	42,966	100.0	54	54
紙パック		844	512	60.7	512	100.0	50	44
合計		154,949	147,227	95.0	145,601	98.9	—	—

(注) 収集量は、昨年度の持ち越し分を足し、当該年度の保管残量を引いた実収集量

図表 3-1-15 分別収集実績の推移



図表 3-1-16 家電引取台数(27年度)

(単位: 千台)

	全国	千葉県
エアコン	2,355	140
ブラウン管テレビ	1,552	64
液晶・プラズマテレビ	1,033	53
冷蔵庫・冷凍庫	2,799	119
洗濯機・衣類乾燥機	3,140	152
合計	10,878	527

※台数は四捨五入のため、各数値の和と合計が一致しない場合があります。

## (2) 資源循環の基盤となる産業づくり

### ア 溶融スラグ

県では、一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町村があることや、最終処分量の半分以上を焼却灰が占めていることから、ごみやその焼却灰を溶融した後に固めて容積を減らし、スラグとして資源化することを推進しています。

この溶融スラグの有効利用を図るため、全国に先駆けて「千葉県溶融スラグ利用促進指針」を8年3月に策定し、それ以降、県及び市町村の公共事業等における溶融スラグの積極的な利用を進めています。

また、県内の溶融スラグ生産施設共通の品質管理方法を18年7月のJIS規格制定に合わせて改訂するなど、溶融スラグの品質確保を図ってきました。

現在、アスファルト合材の使用量が50トン以上の県の公共工事については、溶融スラグ入りアスファルト合材の使用が義務化されています。

28年3月末現在、稼働中の溶融施設は6施設で、27年度の溶融スラグの生産量は約3万1千t、有効利用量は約2万1千tで有効利用率は69%となっており、主な用途はアスファルト合材で、約9千5百t(約45%)が利用されています。(図表3-1-17)

今後さらに、市町村の公共工事などでの溶融スラグ入りアスファルト合材の利用拡大を呼びかけるなど、溶融スラグ入りアスファルト合材の需要を拡大し、良好な資源循環を確保していきます。

### イ エコタウン事業

県では新技術の活用による先導的なリサイクルシステムの確立と、それによる地域振興等を目的として環境調和型のまちづくりを推進しています。11年1月には都市化の進んでいる県の西・中央地域をモデル地区として、国（経済産業省及び環境省）の承認を受けて「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」を策定しました。

本プランでは、一般廃棄物を溶融し、生成されるスラグ等を再利用することにより最終処分量の削減に寄与する「直接溶融施設」等を中核施設として位置付け、県としてもその事業推進を支援しました。

その後施設を追加し、現在、中核施設は5施設となっています。

### ウ 産業廃棄物リサイクル促進事業

優良な産業廃棄物処理業者の育成やリサイクル市場の活性化を目的として、主に県内で産業廃棄物処分量を行っている事業者向けに、先進的なリサイクル技術を紹介する研修会を22年度から開催しています。

## エ 各種リサイクル法

### (ア) 食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生の抑制と減量化を図るとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造・流通・外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的として、12年6月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が制定され、13年5月から施行されました。

図表 3-1-17 溶融スラグの生産量と有効利用状況

年度	23		24		25		26		27	
溶融スラグ生産量(t)	24,877		28,825		30,579		28,933		30,842	
うち有効利用量(t)	20,177		21,395		22,290		21,940		21,364	
有効利用率(%)	81		74		73		76		69	
(有効利用内訳)	利用量 (t)	構成比 (%)								
アスファルト骨材	7,371	37	9,241	43	9,067	41	7,862	36	9,541	45
インターロッキングブロック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
路盤材	6,867	34	2,542	12	2,730	12	6,429	29	535	3
埋戻材	5,940	29	9,611	45	9,480	43	4,926	22	5,931	28
調査・研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(売却等)	0	0	0	0	1,013	5	2,723	12	5,357	25

## a 再生利用等の目標

国の基本方針において、食品循環資源の再生利用等の目標を業種別に定めています。

<再生利用等実施率目標[31年度目標]>

食品製造業 95% (95%)

食品卸売業 70% (58%)

食品小売業 55% (45%)

外食産業 50% (25%)

※ ( ) 内は 25 年度実績

## b 食品関連事業者による再生利用等の実施

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施するとともに、個々の事業者ごとに毎年度設定された再生利用等の実施率の目標を上回ることが求められます。

また、食品廃棄物等の発生量が年間 100 t 以上の食品関連事業者（フランチャイズ事業の場合は加盟店の発生量を含む）は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量・食品循環資源の再生利用等の状況を報告しなければなりません。

## c 再生利用を促進するための制度

### (a) 再生利用事業者の登録制度

優良な再生利用事業者（リサイクル業者）を育成することなどを目的として、再生利用事業を的確に実施できる一定の要件を満たす者を、登録する制度が設けられています。

### (b) 再生利用事業計画の認定制度

計画的な再生利用を促進するため、食品関連事業者が、肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して再生利用事業計画を作成し、認定を受ける仕組みが設けられています。

### (c) 廃棄物処理法等の特例

再生利用事業者の登録、再生利用事業計画の認定を受けた場合には、廃棄物処理法、肥料取締法及び飼料安全法の特例が講じられています。

## (イ) 自動車リサイクル法

国内で年間約 400 万台排出される使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が 17 年 1 月から完全施行されています。

### a 県内事業者の登録・許可状況

県内事業者の登録・許可の状況は図表 3-1-18 のとおりです。

図表 3-1-18 県内事業者の登録・許可状況(28 年 3 月末)

業種	引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者
県内(下記除く)	1,322	582	331	43
千葉市	183	82	48	5
船橋市	67	15	5	1
柏市	85	44	24	3
計	1,657	723	408	52

引取業者（登録）：自動車所有者から使用済自動車を引き取る自動車リサイクルの入口の役割を行う。

フロン類回収業者（登録）：使用済自動車のカーエアコンからフロン類を回収する。

解体業者（許可）：使用済自動車を解体処理し、エアバッグ類を回収する。

破砕業者（許可）：解体された自動車の圧縮・切断等を行い再資源化する。

### b 立入検査

県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の解体業者、破砕業者に対し立入検査を実施し、施設の維持管理や使用済自動車の引取り・引渡し状況等を確認し、必要な指導を行っています。

### c 不法投棄や不適正保管の状況

県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の不適正保管や不法投棄の状況を調査し、必要な指導を行っています。

#### d 無登録・無許可業者に対する監視、指導体制

地域振興事務所と連携しながら、監視、指導体制を強化するとともに、悪質な業者に対しては告発等の対応をとることとしています。

#### (ウ) 家畜排せつ物対策

##### a 家畜排せつ物の現状

全国的にも有数の畜産県として位置付けられている本県の畜産業における家畜排せつ物は、農産物や飼料作物などの栽培においては有機質資材として利用され、環境にやさしい農業の推進に貢献しています。

しかし、近年の畜産経営の規模拡大等により、家畜排せつ物の適正な管理と利用の確保は困難なものとなりつつあります。

さらに、各地域において、宅地開発等による混住化の進展も加わり、悪臭や害虫発生等の畜産環境問題が発生しています。(図表 3-1-19)

図表 3-1-19 畜産に係る環境問題の発生状況

(単位: 件)

種別	23年	24年	25年	26年	27年度
悪臭	84	89	110	85(66.4%)	83(69.7%)
水質汚染	20	20	20	11(8.6%)	15(12.6%)
害虫発生	21	15	21	13(10.2%)	7(5.9%)
その他	19	10	17	19(14.8%)	14(11.8%)
計	144	134	168	128(100%)	119(100%)

千葉県における家畜排せつ物量は年間約314万tであり、これを適切に処理、利用することが、地域の生活環境の保全と畜産経営の健全な発展のための重要な課題となっています。

家畜排せつ物の適正な処理は、堆肥舎や発酵処理施設等による堆肥化と活性汚泥法による浄化等が一般的であり、これら適切な処理を行うための施設整備が進められています。

このような中、11年11月には、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が公布され、畜産農業における家畜排せつ物の管理の適正化とその利用を促進する

ための措置が講じられています。

##### b 家畜排せつ物処理対策

県では、同法に基づき、「千葉県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を定め、処理施設の整備や堆肥等の利用促進などの目標を設けて家畜排せつ物の適正な処理及び利用を推進し、各種補助事業や畜産高度化支援リース事業、制度資金等の活用により、家畜排せつ物処理施設の整備の効率的な推進を図っています。

さらに有効なバイオマス資源である堆肥の流通及び利用の促進を図るため、県で構築した堆肥情報の提供システム(堆肥利用促進ネットワークシステム)の活用を図るとともに、畜産部門と耕種部門からなる「畜産環境保全対策推進協議会堆肥利用推進部会」において、家畜排せつ物などの有機質資源の地域循環システムの構築などについて、検討を進めています。

また、各農業事務所において「畜産環境保全対策地域推進会議」を開催するとともに、関係機関の連携のもと指導・啓発を行い、畜産経営に起因する環境問題への適切な対処を図っています。

##### (エ) 建設リサイクル法

建設廃棄物は全国の産業廃棄物排出量の約2割を占めており、さらに全国の最終処分量の約2割を占めています。

このような状況の中で、建築物の解体等の工事に伴い発生する建設資材について廃棄物となったものを再生資源化し利用することによって、資源の有効な利用の確保や廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与するため、12年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が制定され、14年5月に本格施行されています。

##### a 法の概要

特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファ

ルト・コンクリート) を用いた建築物等の解体工事や新築工事等が対象建設工事に該当する場合、発注者には、知事等(特定行政庁)への事前の届出が義務付けられ、受注者には、発注者への説明・報告や解体工事業の登録又は建設業法に基づく許可の取得のほか、分別解体等及び再資源化等の実施等が義務付けられています。

28年3月末現在、県及び特定行政庁が発注者から受理した事前届出件数は、193,253件、法に基づく解体工事業者の登録件数は、582件となっています。

## b 県の取組

法の適正な執行を確保するため、各土木事務所、地域振興事務所と連携を図りパトロールなどを実施し、必要な指導、助言等を行っています。

建設リサイクルの促進を図るには、関係行政機関や建設事業者等の関係者、県民それぞれの立場で努力することが重要です。

これら関係者の理解を深めるため、説明会や講習会、パンフレットの配布、ホームページ等により法の周知、啓発活動に取り組んでいます。

## オ ヤードの適正化

本県には、周囲を鋼板などで囲み、自動車の解体や部品の保管等をしている「ヤード」が多数存在し、全国の2割以上を占めています。

これらの中には、自動車リサイクル法などの各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」もあり、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに自動車盗難などの犯罪の温床となっており、その解消が求められています。

県では、24年10月に環境生活部、県土整備部、農林水産部、警察本部で構成する「千葉県不法ヤード対策協議会」を設置し、関係機関との連携を図っています。

さらに、全国初となる「千葉県特定自動車

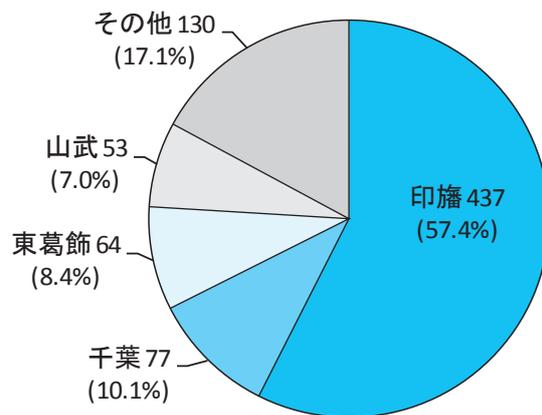
部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(ヤード適正化条例)を制定し、27年4月から施行しました。

この条例では、ヤード運営者に届出、油の地下浸透等防止措置、エンジンの取引記録の作成等の義務を課すとともに、条例に基づくヤードの立入検査を可能としました。

ヤードの実態を把握し、その適正化を図るため、立入りを実施し、ヤードの届出、エンジン等からの油の流出防止措置を講ずることなどを指導しています。

県が把握しているヤード数は、27年度末で761か所です。(図表3-1-20)

図表 3-1-20 地域別ヤード数 (27年度末)



(単位：か所)

## (3) 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

### ア 千の葉エコプロジェクト

県では、県民、NPO、事業者、行政などが実施している資源循環型社会づくりに向けた環境配慮型の様々な取組を募集し、「千の葉エコプロジェクト」としてホームページで情報提供を行っています。

このプロジェクトは、資源循環に係る先進的な取組を紹介するとともに、各実施主体間の相互連携の推進を図ることを目的としています。

イ 千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰  
循環型社会を構築するためには、一人ひとりが日常の生活や仕事を通じて、3Rの活動

や廃棄物の適正処理に取り組むことが必要です。

県では、地域において資源回収に取り組む団体、産業廃棄物の処理や不法投棄の監視に従事する個人の方、積極的にリサイクルを実施している企業等に対して感謝状を授与し、その功績に報いるとともに、「千葉県廃棄物適正処理推進大会」を通じて、こうした取組を広く県民に公表することにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理に関する県民意識の醸成を図っています。

図表 3-1-21 27年度の受賞者数

	知事感謝状	環境生活部長感謝状
一般廃棄物関係	個人 20 名	個人 62 名
産業廃棄物関係	個人 7 名	個人 23 名
3R活動関係	2 団体	15 団体

#### (4) 廃棄物処理計画

県では、28年3月に廃棄物に関する施策を積極的に展開するため、32年度を目標年度とする第9次「千葉県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では、県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切に持続可能な循環型社会を築くこととしています。

また、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図ることとしています。

#### ア 一般廃棄物(ごみ)に関する施策

排出量の削減や再生利用率の向上を目指し、レジ袋や食品ロスの削減に向けた普及啓発を行うとともに、容器包装や紙類等の資源ごみの分別排出・分別収集の徹底に向けて、市町村に対し情報提供や助言などを行っていきます。

#### イ 産業廃棄物に関する施策

排出抑制や資源化促進に向け、排出事業者に対する指導啓発を行うとともに、循環産業の活性化に向け、産業廃棄物処理業者を対象とした先進的なリサイクル技術に関する研修会を開催するなどしていきます。

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量	1,126g (17年度)	953g (26年度)	950g (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	19万t (17年度)	16.1万t (26年度)	10万t (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の再資源化率	24.3% (17年度)	22.8% (26年度)	40% (30年度)
産業廃棄物の排出量	2,493万t (17年度)	2,112万t (26年度)	2,300万t (30年度)
産業廃棄物の最終処分量	67万t (17年度)	28.7万t (26年度)	57万t (30年度)
産業廃棄物の再資源化率	60.0% (17年度)	54.4% (26年度)	62% (30年度)

#### (2) 評価

一般廃棄物については、一人当たりの排出量及び最終処分量は基準年度と比べ減少（改善）していますが、再資源化率は基準年度より若干低下しています。

産業廃棄物については、排出量及び最終処分量は既に目標を達成し、減量が図られていますが、再資源化率は低下し、目標との差が広がっています。

#### (3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【27年度の主な取組】

23年3月に策定した第8次となる「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、施策を展開しました。この計画は、27年度を目標年度とし、前計画に引き続き、3Rの推進と適正処理の推進等に向け様々な施策を展開することとしています。

##### ① 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり

- ・レジ袋の削減に向けた普及啓発として「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動を展開し、「ちばレジエコサポーター※」の参加拡大に努めた結果、その登録者数は31,777人となりました。
- ・食品廃棄物の削減に向けた「ちば食べきりエコスタイル」運動を展開し、事業者へ参加を呼びかけるとともに、県民向けには県ホームページ等を通じて情報提供を行いました。28年3月末現在、41事業者216店舗が取組に参加しています。
- ・使い捨て容器に替わり、繰り返し使える水筒やタンブラーの使用を推奨する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」を新たに展開し、マイボトル等への飲料を提供する協力事業者を紹介する制度を開始しました。28年3月末現在、8事業者76店舗が取組に参加しています。
- ・2020年に来る東京オリンピック・パラリンピックに向けた3R対策に着目し、千葉県内においてどのような3Rを推進したらよいのか考えていただくため、「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした3Rのあり方」をテーマに3R推進シンポジウムを開催しました。

- ・九都県市廃棄物問題検討委員会と連携して、食品ごみの削減を図るため、食べきりの普及を行うとともに、家庭や飲食店での食品ロスを減らすための普及啓発を行ったほか、容器包装ごみの削減を図るため、容器包装を減量化した商品の紹介や製造・小売事業者の取組をPRするキャンペーンを実施しました。

※ マイバッグの持参やレジ袋の辞退等、レジ袋の削減に協力する県民（消費者）をいう。

## ② 資源循環の基盤となる産業づくり

- ・溶融スラグについては、県や市町村の公共工事で利用しました。また、バイオマスの利活用を進めるため、研究機関と連携して共同研究を実施するとともに、企業のバイオマスの利活用について、その取組が円滑に進むよう協力しました。
- ・毎年、産業廃棄物の排出事業者を対象に研修会を開催しており、27年度は建設業界の廃棄物の減量化・リサイクルをテーマにとりあげました。また、建設工事から発生する廃棄物の再資源化等を推進するため、パトロールや建設現場への立入検査を行いました。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の解体業者に延べ405回、破砕業者に延べ39回の立入検査を実施しました。
- ・自動車リサイクル法に基づく規制に加え、県民の生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、26年12月に「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」（ヤード適正化条例）を制定し、27年4月1日に施行しました。
- ・ヤード適正化条例に基づき、607か所、延べ819回の立入りを実施しました。

## ③ 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

- ・これまでに引き続き、県民、市民活動団体、事業者、行政などによる循環型社会づくりに向けた様々な取組を「千の葉エコプロジェクト」として公表しました。プロジェクトの件数は27年度末で278件です。

### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・レジ袋の削減に協力する県民は増加の傾向にあり、県民の生活にマイバッグの持参等、レジ袋削減に向けた行動が実践されてきたところですが、食品廃棄物や使い捨て容器削減に向けた行動については十分に実践されていない状況です。資源循環を推進するためのライフスタイルをつくるために行政と事業者が協働することで、さらなる推進が期待できます。
- ・県や一部市町村では一定条件の公共工事において溶融スラグの利用を義務付けており、溶融スラグ利用量は公共工事の実施状況に影響を受けるため、27年度実績は前年度より低下しました。しかし、28年度から利用が増加することが見込まれる市町村があり、今後利用率の向上が期待できます。
- ・各主体の循環型社会づくりに向けた様々な取組は多岐に渡っており、より一層の推進が期待されます。

### 【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・資源循環を推進するためのライフスタイルづくりについては、引き続き、「ちばレジ袋削減エコスタイル」「ちば食べきりエコスタイル」「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の普及啓発に努めるとともに、多様な3R行動を紹介し、廃棄物の発生抑制を推進していきます。
- ・公共工事などでの溶融スラグの利用拡大を呼び掛ける等、需要の拡大を推進していきます。

- ・ これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、ヤード適正化条例に基づく義務履行の指導に重点を置いて立入りを行います。
- ・ 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくりについては、今後も情報提供を行い、各主体との相互連携の推進を図ります。

## 第2節 廃棄物の適正処理の推進と 不法投棄の防止

### 1. 現況と課題

資源循環型社会を築くためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されなければなりません。

一時期、本県には全国で不法投棄される産業廃棄物の約4割が集中しました。

このため、24時間での監視指導体制の整備(11年4月)、警察における環境犯罪課の設置(14年4月)、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化(14年3月)などを実施し、その結果、不法投棄量(26年度)はピーク時(11年度)の約450分の1に減少させることができました。

しかしながら、林地などには、建設廃材を始めとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。

また、観光地や市街地の主要道路の交差点付近には、ごみが散乱しています。

このように、不法投棄などが依然として後を絶たないため、県民一人ひとりが廃棄物のルールとマナーをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び関係団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく適正処理を推進することが重要です。

そのため、一般廃棄物に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては処理の責任を担っている排出事業者と処理業者が、適正に廃棄物の処理を行うように徹底を図っていく必要があります。

また、廃棄物の適正処理を進めていくために、必要な廃棄物処理施設を確保することも不可欠です。

今後、2020年東京オリンピック・パラリン

ピックの開催に向けた道路等のインフラや施設の整備により、産業廃棄物等の排出量が増大することが懸念されます。このため、廃棄物の廃適正処理の徹底や再資源化の促進を図っていく必要があります。

### (1) 一般廃棄物

#### ア ごみ処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているごみ処理施設の27年3月末現在の稼働状況を見ると、焼却処理施設は43か所、処理能力8,396t/日、粗大ごみを中心に破碎や資源化などの処理を行う粗大ごみ処理施設及び粗大ごみ以外のごみ(びん・缶・ペットボトル等)の圧縮、梱包、選別処理を行う資源化等を行う施設は43か所、処理能力2,121t/日となっています。

図表 3-2-1 焼却処理施設の稼働状況

年度 区分	24		25		26	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	31	6,624	31	6,624	30	6,584
一部事務組合	13	1,813	13	1,813	13	1,813
計	44	8,436	44	8,436	43	8,396

(注) 休止施設を除く

(注) 小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-2 粗大ごみ処理施設及び資源化施設の稼働状況

年度 区分	24		25		26	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	33	1,787	33	1,787	32	1,809
一部事務組合	11	312	11	312	11	312
計	44	2,099	44	2,099	43	2,121

(注) 休止施設を除く

(注) 小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

また、最終処分場は25か所、残余容量（埋立可能な量）約1,511千 $m^3$ となっており、残余容量はここ数年横ばい状況にあります。最終処分場用地の確保等が困難な状況にあることから、今後ごみの減量化・再資源化を推進し、最終処分に依存しない処理体制の強化が必要です。

図表 3-2-3 最終処分場の稼働状況

区分		年度		
		24	25	26
埋立実績施設	施設数	25	25	25
	埋立地面積(千 $m^2$ )	502	502	502
	全体容量(千 $m^3$ )	4,009	4,009	4,009
残余容量		1,643	1,591	1,511

(注)休止中のものも含める。

### イ し尿処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているし尿処理施設の27年3月末現在の施設は31か所、処理能力3,670kL/日となっており、ここ数年ほぼ横ばい状況にあります。

図表 3-2-4 し尿処理施設の稼働状況

区分	24		25		26	
	施設数	処理能力(kL/日)	施設数	処理能力(kL/日)	施設数	処理能力(kL/日)
市町村	21	2,459	21	2,459	21	2,459
一部事務組合	10	1,211	10	1,211	10	1,211
計	31	3,670	31	3,670	31	3,670

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

## (2)産業廃棄物

### ア 不法投棄の状況

26年度の産業廃棄物に係る不法投棄の発生件数は84件で、25年度に比べ38件減少し、発生量は385tで、25年度2,281tから減少しました。(図表 3-2-5)

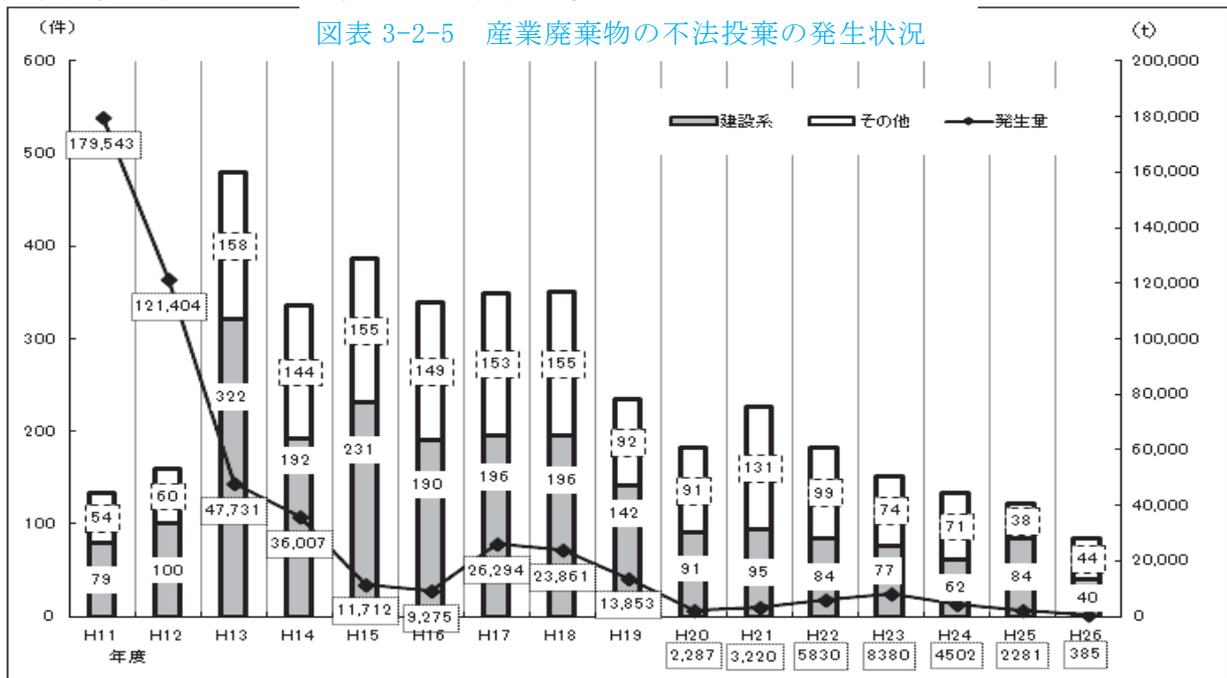
不法投棄現場は、農用地、森林及び業務用地に集中し、道路網の発達に伴い広域化する傾向も見られます。

不法投棄される産業廃棄物の種類は、がれき類、建設混合廃棄物等の建設系廃棄物が多く、次いで、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず等となっています。

これらは従来、他都県の間処理施設や積替保管施設などに集積されていたものが、県内に運び込まれ投棄されるケースが多かったのですが、近年は排出事業者や下請業者による投棄が増加しています。

不法投棄は、法を無視する不法行為者の存在に加えて、土地所有者の安易な土地提供、排出事業者や工事発注者の管理不徹底なども原因となって引き起こされています。

図表 3-2-5 産業廃棄物の不法投棄の発生状況



## イ 処理施設の設置状況

28年3月末現在の排出事業者が設置する廃棄物処理法第15条の設置施設数は中間処理113施設、最終処分11施設、また、産業廃棄物処理業者が設置する処理施設数は中間処理426施設、最終処分18施設です。(図表3-2-6)

図表3-2-6 廃棄物処理法第15条に基づく許可施設の設置状況 (28年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の処理施設	62	51	113
	廃油の処理施設	13	37	50
	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	3	4
	廃プラスチック類の処理施設	5	104	109
	木くず等の処理施設	31	231	262
	その他の処理施設	1	0	1
	合計	113	426	539
最終処分場	安定型	5	10	15
	管理型	5	8	13
	遮断型	1	0	1
	合計	11	18	29

(注1) 千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含む。  
 (注2) 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。  
 (注3) 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数

一方、法の許可を要さない小規模施設について、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」による許可制度を導入しており、28年3月末現在の許可施設数は、焼却施設49施設、破砕施設99施設、積替保管場44施設となっています。(図表3-2-7)

図表3-2-7 県条例に基づく許可施設の設置状況

(28年3月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	44	5	49
破砕施設	10	89	99
積替保管場	44	0	44
合計	98	94	192

(注) 廃棄物指導課調べ

## ウ 産業廃棄物処理業者の現況

### (ア) 許可の状況

産業廃棄物処理業者は、排出事業者からの委託を受け、産業廃棄物を適正に処理する役割を担っています。

産業廃棄物の処理を業として行うには、廃棄物処理法に基づく知事(千葉市内については千葉市長、船橋市内については船橋市長、柏市内については柏市長)の許可が必要で、取り扱う産業廃棄物の種類(通常の産業廃棄物と\*特別管理産業廃棄物)及び業の内容(収集運搬業と処分業)により区分し許可されています。

28年3月末現在の許可業者数は8,568業者(千葉市、船橋市及び柏市の業者を除く実数)で、前年度に比べ298業者増加しています。(図表3-2-8)

図表3-2-8 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数

(28年3月末現在)

業区分		収集運搬業	処分業						合計	
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収集+中間	収集+最終	中間+最終		収集+中間+最終
26	産廃	7,879	298	74	5	213	3	0	3	8,177
	特管	709	33	14	1	18	0	0	0	742
	計	7,970	300	76	5	213	3	0	3	8,270
27	産廃	8,171	301	74	5	216	3	0	3	8,472
	特管	724	33	13	1	19	0	0	0	757
	計	8,265	303	76	5	216	3	0	3	8,568

(注) 1. 廃棄物指導課調べによる。(千葉市長、船橋市長及び柏市長許可分を除く。)  
 2. 「産廃」とは通常の産業廃棄物を、「特管」とは特別管理産業廃棄物を取扱う業を示す。  
 3. 「計」とは、許可業者の実数を示す。(許可区分により一部重複。)

### (イ) 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物処分業者に対しては、1年間の廃棄物の処理実績を毎年知事（千葉市長・船橋市長・柏市長）に報告するよう求めており、千葉市・船橋市及び柏市を含む26年度の実績は次のとおりです。

#### a 中間処理量

26年度の中間処理量は944万6,104tと25年度に比べ80万1,428t減少しています。

種類別に見ると、がれき類486万4,802t（51.5%）、汚泥201万5,607t（21.3%）、木くず60万6,883t（6.4%）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず49万864t（5.2%）などとなっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が558万2,610t（59.1%）、県外発生物が386万3,494t（40.9%）となっています。

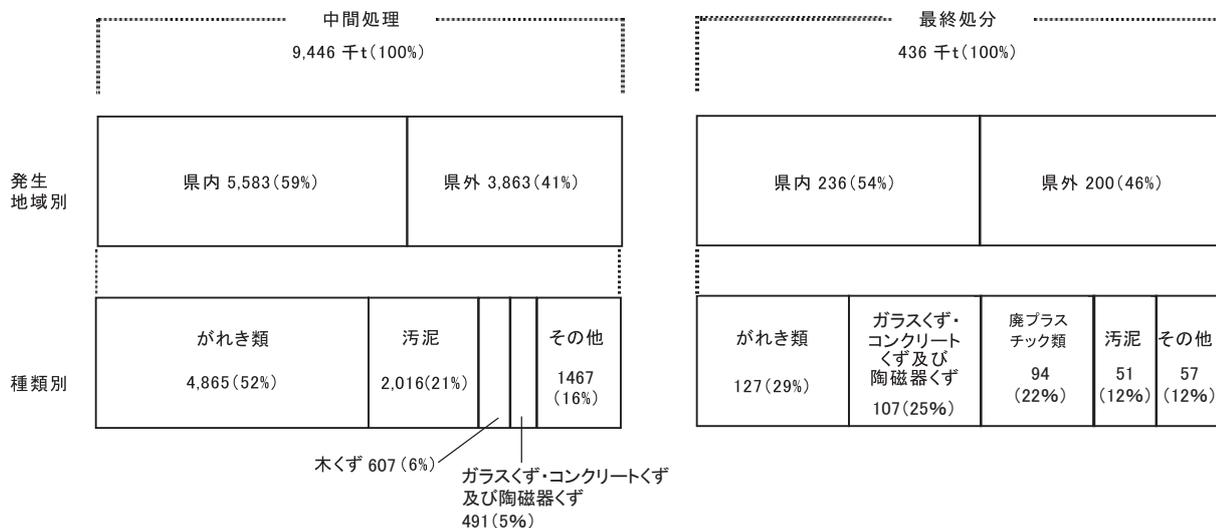
#### b 最終処分量

26年度の最終処分量は43万6,425tと25年度に比べ69,882t減少しています。

種類別に見ると、がれき類12万6,976t（29.1%）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず10万7,161t（24.6%）、廃プラスチック類9万4,344t（21.6%）、汚泥51,037t（11.7%）の順となっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が23万6,614t（54.2%）、県外発生物が19万9,811t（45.8%）となっています。

図表 3-2-9 産業廃棄物処分業者による中間処理・最終処分の実績(26年度)



(注) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業者実績報告を基に廃棄物指導課集計。

(千葉市、船橋市、柏市分を含む。)